

議長ノート第2部、附則A「ベースライン」案文

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

総則

1. 第6条プロジェクトのベースラインは、プロジェクト別・ベースライン(a project-specific baseline)又はマルチプロジェクト・ベースライン(a multi-project baseline)のいずれかとする。
2. プロジェクト別ベースラインは、その事業がない場合に生ずるものを表す特定の参照ケース(reference case)の排出量(emissions)及び/又は除去量(removals)を定めたものである。ある事業活動から生じた排出量及び/又は除去量をプロジェクト別ベースラインと比較することにより、その事業活動から生じた純(net)排出量又は除去量が算定される。
3. マルチプロジェクト・ベースラインは、特定の地理的領域(geographic area)におけるあるセクター又は発生源のカテゴリーに関する(排出量及び/又は除去量に基づく)性能基準(performance standard)を定めたものである。同一のセクター又は発生源のカテゴリー及び同一地理的領域内の事業活動から生じた排出量及び/又は除去量をマルチプロジェクト・ベースラインと比較することにより、その事業活動から生じた純排出量又は除去量が算定される。
4. 事業活動のベースラインには、特定事業活動の状況における京都議定書に取り上げられた関連するすべてのガスを、Dec.2/CP.3で定義された地球温暖化係数(GWP)を使い、又は適宜、第5条に従うその後の改定に基づき、CO₂換算値で表し、盛り込まなければならない。
5. 第6条プロジェクトに関与する関係者は、そのプロジェクトの状況にマルチプロジェクト・ベースラインとプロジェクト別・ベースラインのどちらがより適切かを選択することができる。

ベースラインの要素

プロジェクト別・ベースライン

6. プロジェクト別・ベースラインには、以下の要素を盛り込むものとする。
- a. 過去のデータセット及び / 又は将来の傾向に関する見通し
 - b. ベースラインに盛り込まれる特定地理領域（国内地域(sub-national)、全国(national)、複数国からなる地域的グループ、全世界）
 - c. プロジェクトの有効期間(lifetime)（ERUが生じる可能性がある期間）
 - d. ベースラインは静的(static)か動的(dynamic)か（つまり、ベースラインが傾向を反映するよう意図したものか、あるいは時の経過につれて調整されるか）
 - e. 必要に応じ、ベースラインの更新と修正を行う間隔
 - f. 潜在的システム・バウンダリー問題をベースラインにどう取り込むか
 - g. ベースラインに影響する可能性がある仮定を特定し、完全に透明にするための十分な情報

マルチプロジェクト・ベースライン

7. マルチプロジェクト・ベースラインには、以下の要素を盛り込むものとする
- a. 集計(aggregation)のレベル（セクター、サブセクター、技術など）
 - b. 過去のデータセット及び / 又は将来の傾向に関する見通し
 - c. ベースラインに盛り込まれる特定地理領域（国内地域、全国、複数国からなる地域的グループ、全世界など）
 - d. ベースラインは静的か動的か（つまり、ベースラインが傾向を反映するよう意図したものか、あるいは時の経過につれて調整されるか）
 - e. 必要に応じ、ベースラインの更新と修正を行う間隔
 - f. 潜在的システム・バウンダリー問題をベースラインにどう取り込むか
 - g. ベースラインに影響する可能性がある仮定を特定し、完全に透明にするための十分な情報